

相模原市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

※令和6年4月1日付けの組織改編に伴い組織名のみを変更した箇所については、新旧対照表の記載を省略しております。

相模原市地域防災計画（共通項目） 新旧対照表

	現 行（令和5年5月修正）	修正案
全ページにおいて、対象の文言の修正を行います。	L P ガス	<u>液化石油ガス</u>
	株式会社	<u>(株)</u>
	独立行政法人	<u>(独)</u>
	一般社団法人	<u>(一社)</u>
	公益社団法人	<u>(公益)</u>
	学校法人	<u>(学)</u>
	社会福祉法人	<u>(福)</u>
	公益財団法人	<u>(公財)</u>
	ツイッター	<u>X</u>
	ヤフー（株）	<u>LINE ヤフー（株）</u>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案
予-7	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係がある各機関の実施責任及び所掌事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係がある各機関の実施責任及び所掌事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p><u>なお、本計画における法人名の記載に当たっては、協定に法人名が記載されている場合を除き、(株)、(一社)等、略語を使用するものとする。</u></p>

第3章 市の概要

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案
予-15	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気 候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和3年の気候（消防局管内設置観測所の観測値）は、最高気温39.4℃（消防指令センター）、最低気温-5.8℃（津久井消防署）で、年平均気温は16.4℃（消防指令センター）及び15.1℃（津久井消防署）であった。また、年間降水量は1,924.0mm（消防指令センター）及び1,490.5mm（津久井消防署）であった。</p> <p>消防指令センター（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。</p> <p>また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防指令センターで56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気 候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和4年の気候（消防局管内設置観測所の観測値）は、最高気温<u>38.2℃（津久井消防署）</u>、最低気温<u>-5.5℃（津久井消防署）</u>で、年平均気温は<u>16.3℃（消防指令センター）</u>及び<u>14.7℃（津久井消防署）</u>であった。また、年間降水量は<u>1,637.5mm（消防指令センター）</u>及び<u>1,404.0mm（津久井消防署）</u>であった。</p> <p>消防指令センター（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。</p> <p>また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防指令センターで56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>
予-16	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であった</p>	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であった</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
	<p>が、昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、その後、津久井地域との合併を経て、平成19年に70万人を超えた。</p> <p>令和2年国勢調査を基礎とした令和4年1月1日現在の推計人口は、726,025人、337,669世帯となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.7%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が61.9%、高齢人口（65歳以上）が26.4%となっている。</p> <p>また、住民基本台帳に記載されている外国人住民は15,786人であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p>令和2年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.9%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>	<p>が、昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、その後、津久井地域との合併を経て、平成19年に70万人を超えた。</p> <p>令和2年国勢調査を基礎とした令和5年1月1日現在の推計人口は、<u>726,031</u>人、<u>342,022</u>世帯となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が<u>11.2</u>%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が<u>62.1</u>%、高齢人口（65歳以上）が<u>26.7</u>%となっている。</p> <p>また、住民基本台帳に記載されている外国人住民は<u>17,429</u>人であり、市域人口の<u>2.4</u>%を占める。</p> <p>令和2年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.9%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>
予-16	<p>2 交通 (1) 道路</p> <p>一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。</p> <p>令和2年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,757路線で総延長約2,183kmである。</p> <p>高速道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。</p>	<p>2 交通 (1) 道路</p> <p>一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。</p> <p>令和5年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は<u>10,835</u>路線で総延長約<u>2,192</u>kmである。</p> <p>高速道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

第4章 被害想定

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案																								
予-26	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>2 土砂災害の危険性</p> <table border="1" data-bbox="248 395 1081 676"> <thead> <tr> <th></th> <th>土砂災害警戒区域 (箇所)</th> <th>土砂災害特別警戒区域 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>688</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>487</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">《令和3年5月25日現在》</p>		土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)	急傾斜地の崩壊	688	667	土石流	487	363	地滑り	1	0	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>2 土砂災害の危険性</p> <table border="1" data-bbox="1207 395 2040 676"> <thead> <tr> <th></th> <th>土砂災害警戒区域 (箇所)</th> <th>土砂災害特別警戒区域 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td><u>689</u></td> <td><u>668</u></td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>487</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">《令和5年7月28日現在》</p>		土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)	急傾斜地の崩壊	<u>689</u>	<u>668</u>	土石流	487	363	地滑り	1	0
	土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)																								
急傾斜地の崩壊	688	667																								
土石流	487	363																								
地滑り	1	0																								
	土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)																								
急傾斜地の崩壊	<u>689</u>	<u>668</u>																								
土石流	487	363																								
地滑り	1	0																								
予-28	<p>3 水害の危険性</p> <p>＜地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量＞</p> <p>(注) 1時間降水量(極値)は、令和4年9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。</p>	<p>3 水害の危険性</p> <p>＜地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量＞</p> <p>(注) 1時間降水量(極値)は、令和5年9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。</p>																								

第1章 災害に強いまちづくり

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案
予-32	<p>4 避難場所の整備及び防災空間の確保</p> <p>(3) 生産緑地地区の保全</p> <p>農地等は、雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。</p> <p>このため、都市建設局（まちづくり推進部）は、宅地化が増進されている市街化区域においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。</p>	<p>4 避難場所の整備及び防災空間の確保</p> <p>(3) 生産緑地地区の保全</p> <p>農地等は、雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断にも有効である。</p> <p>このため、都市建設局（まちづくり推進部）は、宅地化が増進されている市街化区域においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。</p>

第2章 施設構造物・設備の安全化

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案																														
予-36	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 局</td> <td>防災設備の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>所管施設・設備の災害予防に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	[略]	[略]	危 機 管 理 局	防災設備の整備に関すること。	[略]	[略]	関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防に関すること。	関 係 機 関	[略]	[略]	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[削除]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>所管施設・設備の災害予防及び整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	[略]	[略]	[削除]		[略]	[略]	関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防 及び整備 に関すること。	関 係 機 関	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																														
市担当	[略]	[略]																														
	危 機 管 理 局	防災設備の整備に関すること。																														
	[略]	[略]																														
関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防に関すること。																															
関 係 機 関	[略]	[略]																														
	担 当 部 署	項 目																														
市担当	[略]	[略]																														
	[削除]																															
	[略]	[略]																														
関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防 及び整備 に関すること。																															
関 係 機 関	[略]	[略]																														
予-36	<p>3 市有施設等の災害予防</p> <p>(2) 設備等の整備</p> <p>災害時に市有施設において防災対策の拠点としての機能が維持できるように、危機管理局は、関係各局と連携して、次の整備を推進する。</p>	<p>3 市有施設等の災害予防</p> <p>(2) 設備等の整備</p> <p>関係各局は、災害時に市有施設において防災対策の拠点としての機能が維持できるように、次の整備を推進する。</p>																														

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-38	6 中高層建築物等の災害対策	6 中高層建築物 の災害対策
予-38	<p>8 家具等の転倒防止対策</p> <p>阪神・淡路大震災の震度7の地域では、全体の6割以上の部屋で家具が転倒したほか、屋内での負傷原因の約半数が家具の転倒であった。</p> <p>また、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生、震度5強から6弱）の中高層共同住宅では、大半の住まいで「棚から置物や小物が落下」（91.5%）、「テレビ・電子レンジ・パソコン等の落下」（42.4%）、「家具等の転倒」（39%）があり、これらが原因となる負傷や、室内散乱による生活への支障が報告された。</p> <p>さらに、近年発生した地震における家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合は、宮城県北部地震（平成15年7月発生、最大震度6強）49.4%、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月発生、最大震度6強）44.6%、新潟県中越地震（平成16年10月発生、最大震度7）41.2%、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生、最大震度6強）40.7%であった。</p> <p>また、平成30年に起こった、大阪北部地震（平成30年6月発生、最大震度6弱）及び北海道胆振東部地震（平成30年9月発生、最大震度7）の際にもタンス等の家具の下敷きになり、人命が失われている。</p> <p>このため、市民及び各施設の管理者等は、家具・什器類、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理局は、次のとおり家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。</p>	<p>8 家具等の転倒防止対策</p> <p>阪神・淡路大震災の震度7の地域では、全体の約6割の部屋で家具が転倒したほか、屋内での負傷原因の約半数が家具の転倒であった。</p> <p>また、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生、震度5強から6弱）の中高層共同住宅では、大半の住まいで「棚から置物や小物が落下」（91.5%）、「テレビ・電子レンジ・パソコン等の落下」（42.4%）、「家具等の転倒」（39%）があり、これらが原因となる負傷や、室内散乱による生活への支障が報告された。</p> <p>さらに、近年発生した地震における家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合は、宮城県北部地震（平成15年7月発生、最大震度6強）49.4%、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月発生、最大震度6強）44.6%、新潟県中越地震（平成16年10月発生、最大震度7）41.2%、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生、最大震度6強）40.7%であった。</p> <p>また、平成30年に起こった、大阪北部地震（平成30年6月発生、最大震度6弱）及び北海道胆振東部地震（平成30年9月発生、最大震度7）の際にもタンス等の家具の下敷きになり、人命が失われている。</p> <p>このため、市民及び各施設の管理者等は、家具・什器類、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理局は、次のとおり家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。</p>
予-39	<p>10 文化財の保護</p> <p>教育局は、文化財の保護のため、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、文化財建造物等の耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。</p>	<p>10 文化財の保護</p> <p>教育局は、文化財の保護のため、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、文化財建造物等の耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。</p> <p><u>なお、災害に対する事前の備えについては、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に基づき実施する。</u></p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

第3章 火災・危険物災害等の防止

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案
予-45	<p>7 劇場、百貨店等の出火及び混乱防止</p> <p>消防局は、激しい地震動による停電や落下物あるいは火災等のため、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店等においては、人々が出入口に殺到する等の混乱が発生し甚大な人的被害に結び付く可能性がある。このため、これらの事業所においては消防計画等に混乱防止対策を位置付け、その計画に基づく訓練を実施する。</p>	<p>7 劇場、百貨店等の出火及び混乱防止</p> <p><u>不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店等においては、激しい地震動による停電や落下物あるいは火災等のため、人々が出入口に殺到する等の混乱が発生し甚大な人的被害に結び付く可能性がある。このため、</u>これらの事業所においては消防計画等に混乱防止対策を位置付け、その計画に基づく訓練を実施する。</p>
予-46	<p>8 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2又は第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。</p> <p>消防局は、このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。</p>	<p>8 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2又は第86条の3により、消防法第17条 <u>又は医療法第4章</u>の規定が除外される災害に指定される場合がある。</p> <p>消防局は、このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。</p>

第4章 風水害等対策

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案
予-51	<p>第1節 浸水被害対策</p> <p>3 河川の整備</p> <p>(2) 鳩 川</p> <p>ア 一級河川区間（座間市境～千歳橋）</p> <p>(ア) 座間市境～鳩川分水路（県）</p> <p>時間雨量35mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(イ) 鳩川分水路～姥川合流点（県及び市）</p> <p>時間雨量57mm対応で改修済み。</p> <p>(ウ) 姥川合流点～千歳橋（県）</p>	<p>第1節 浸水被害対策</p> <p>3 河川の整備</p> <p>(2) 鳩 川</p> <p>ア 一級河川区間（座間市境～千歳橋）</p> <p>(ア) 座間市境～鳩川分水路（県）</p> <p>時間雨量<u>おおむね</u>35mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(イ) 鳩川分水路～姥川合流点（県及び市）</p> <p>時間雨量<u>おおむね</u>57mm対応で改修済み</p> <p>(ウ) 姥川合流点～千歳橋（県）</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-52	<p>時間雨量5.7mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>イ 準用河川区間（市）</p> <p>時間雨量4.7mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(3) 鳩川分水路（県及び市）</p> <p>時間雨量8.1mm対応で改修済み</p> <p>(4) 道保川（県及び市）</p> <p>時間雨量7.4mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(5) 八瀬川（市）</p> <p>時間雨量4.7mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(6) 境 川</p> <p>時間雨量6.0mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(7) 姥 川（市）</p> <p>時間雨量5.1mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(8) 串 川（県）</p> <p>時間雨量5.0mmに対応する改修計画で進めている。</p>	<p>時間雨量おおむね5.7mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>イ 準用河川区間（市）</p> <p>時間雨量おおむね4.7mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(3) 鳩川分水路（県及び市）</p> <p>時間雨量おおむね8.1mm対応で改修済み</p> <p>(4) 道保川（県及び市）</p> <p>時間雨量おおむね7.4mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(5) 八瀬川（市）</p> <p>時間雨量おおむね4.7mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(6) 境 川</p> <p>時間雨量おおむね6.0mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(7) 姥 川（市）</p> <p>時間雨量おおむね5.1mmに対応する改修計画で進めている。</p> <p>(8) 串 川（県）</p> <p>時間雨量おおむね5.0mmに対応する改修計画で進めている。</p>
予-52	<p>4 下水道等の整備</p> <p>(1) 都市建設局（土木部）は、「改定・相模原市雨水対策基本計画」に基づき、雨水管等の整備を実施する。</p> <p>(2) 都市建設局（土木部）は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。</p>	<p>4 下水道等の整備</p> <p>(1) 都市建設局（土木部）は、「第3次相模原市雨水対策基本計画」に基づき、雨水管等の整備を実施する。</p> <p>(2) 都市建設局（土木部）は、「民間事業者の開発行為等における」雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案												
予-52	<p>7 浸水被害対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 300 477 339">目 的</th> <th data-bbox="477 300 1059 339">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="253 339 477 799">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="477 339 1059 799"> <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 799 477 839">[略]</td> <td data-bbox="477 799 1059 839">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 	[略]	[略]	<p>7 浸水被害対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 300 1435 339">目 的</th> <th data-bbox="1435 300 2018 339">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 339 1435 799">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="1435 339 2018 799"> <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの河川の水位に関する情報等の収集</u> ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 799 1435 839">[略]</td> <td data-bbox="1435 799 2018 839">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの河川の水位に関する情報等の収集</u> ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 	[略]	[略]
目 的	取 組 事 項													
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 													
[略]	[略]													
目 的	取 組 事 項													
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの河川の水位に関する情報等の収集</u> ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 													
[略]	[略]													
予-53	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="253 839 477 1141">ダム の 安全 対 策</td> <td data-bbox="477 839 1059 1141"> <ul style="list-style-type: none"> ○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究 </td> </tr> </tbody> </table>	ダム の 安全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 839 1435 1141">ダム の 安全 対 策</td> <td data-bbox="1435 839 2018 1141"> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>県</u>と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の<u>県</u>の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの<u>放流</u>量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究 </td> </tr> </tbody> </table>	ダム の 安全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>県</u>と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の<u>県</u>の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの<u>放流</u>量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究 								
ダム の 安全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究 													
ダム の 安全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>県</u>と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の<u>県</u>の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの<u>放流</u>量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究 													

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案												
予-56	<p>第2節 土砂災害対策 7 土砂災害対策</p> <table border="1" data-bbox="253 339 1059 890"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 339 477 387">目 的</th> <th data-bbox="477 339 1059 387">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="253 387 477 850">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="477 387 1059 850"> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 850 477 890">〔略〕</td> <td data-bbox="477 850 1059 890">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 	〔略〕	〔略〕	<p>第2節 土砂災害対策 7 土砂災害対策</p> <table border="1" data-bbox="1211 339 2018 890"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 339 1435 387">目 的</th> <th data-bbox="1435 339 2018 387">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 387 1435 850">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="1435 387 2018 850"> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの土砂災害の危険度に関する情報等の収集</u> ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 850 1435 890">〔略〕</td> <td data-bbox="1435 850 2018 890">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの土砂災害の危険度に関する情報等の収集</u> ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 	〔略〕	〔略〕
目 的	取 組 事 項													
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 													
〔略〕	〔略〕													
目 的	取 組 事 項													
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの土砂災害の危険度に関する情報等の収集</u> ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 													
〔略〕	〔略〕													
予-58	<p>第3節 火山災害対策 4 火山災害対策</p> <table border="1" data-bbox="253 997 1059 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 997 477 1045">目 的</th> <th data-bbox="477 997 1059 1045">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="253 1045 477 1412">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="477 1045 1059 1412"> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 </td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 	<p>第3節 火山災害対策 4 火山災害対策</p> <table border="1" data-bbox="1211 997 2018 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 997 1435 1045">目 的</th> <th data-bbox="1435 997 2018 1045">取 組 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 1045 1435 1412">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="1435 1045 2018 1412"> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの溶岩流の流下状況や降灰予報及び土砂災害の危険度に関する情報等の収集</u> </td> </tr> </tbody> </table>	目 的	取 組 事 項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの溶岩流の流下状況や降灰予報及び土砂災害の危険度に関する情報等の収集</u> 				
目 的	取 組 事 項													
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 													
目 的	取 組 事 項													
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○<u>関係機関からの溶岩流の流下状況や降灰予報及び土砂災害の危険度に関する情報等の収集</u> 													

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>○住民への情報伝達手段の多重化</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		○住民への情報伝達手段の多重化	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化	[略]	[略]
	○住民への情報伝達手段の多重化									
[略]	[略]									
	○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化									
[略]	[略]									

第5章 応急対策への備え

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案																																
予-63	<p>第2節 情報システム等の整備 6 震度情報システム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震観測場所</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>南 消 防 署</td> <td>相模大野</td> <td>相模原市南区相模大野</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体	[略]	[略]	[略]	[略]	南 消 防 署	相模大野	相模原市南区相模大野	市 設 置	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 情報システム等の整備 6 震度情報システム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震観測場所</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>〔削除〕</u>				[略]	[略]	[略]	[略]
地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
南 消 防 署	相模大野	相模原市南区相模大野	市 設 置																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
<u>〔削除〕</u>																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																															
予-64	<p>第3節 避難場所等の整備 4 広域避難場所 (2) 指 定</p> <p>災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定する「指定緊急避難場所（大規模な火事）」を指し、「神奈川県大震火災避難対策計画（昭和46年8月）」に基づき指定するものとするが、近年の市街化の状況から広域的な面積（1ha）の確保が困難となっているため、地域の事情に応じて指定する。</p>	<p>第3節 避難場所等の整備 4 広域避難場所 (2) 指 定</p> <p>災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定する「指定緊急避難場所（大規模な火事）」を指し、「<u>神奈川県大震火災避難対策計画</u>」に基づき指定するものとするが、近年の市街化の状況から広域的な面積（1ha）の確保が困難となっているため、地域の事情に応じて指定する。</p>																																

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-68	<p>第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>4 応急飲料水等の確保</p> <p>（9）自治会、避難所運営協議会、地域の防災リーダー等の参加の下、県と協力して飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽及び消火栓を活用した臨時給水栓の取扱訓練を行う。</p>	<p>第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>4 応急飲料水等の確保</p> <p>（9）<u>避難所運営協議会</u>、地域の防災リーダー等の参加の<u>もと</u>、県と協力して飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽及び消火栓を活用した臨時給水栓の取扱訓練を行う。</p>
予-71	<p>第6節 災害時輸送体制の整備</p> <p>5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>危機管理局、環境経済局、都市建設局及び消防局は、災害応急対策を円滑に行うため、県公安委員会（警察本部交通規制課）に対し緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を行う。</p>	<p>第6節 災害時輸送体制の整備</p> <p>5 緊急通行車両<u>等</u>の確認手続</p> <p>危機管理局、環境経済局、都市建設局及び消防局は、災害応急対策を円滑に行うため、<u>緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署経由）に対し行う。なお、緊急通行車両等であることの事前確認については、該当の公安委員会に対して「緊急通行車両確認申出書」により事前確認を受け、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の事前交付を受ける。</u></p>
予-73	<p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>4 学校（市立小・中学校及び義務教育学校）の防災対策</p> <p>（5）児童・生徒の実践的な防災能力を高めるため、災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯等を多様に想定するとともに、当該学校の避難所運営協議会や自治会等と連携し、それぞれの場面における適切な避難行動を体験的に理解させる防災訓練を計画的に実施する。</p>	<p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>4 学校（市立小・中学校及び義務教育学校）の防災対策</p> <p>（5）児童・生徒の実践的な防災能力を高めるため、災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯等を多様に想定するとともに、当該学校の避難所運営協議会や自治会等と連携し、それぞれの場面における適切な避難行動を体験的に理解させる防災訓練<u>等の実施を推進する。</u></p>
予-74	<p>10 文化財の保護</p> <p>教育局は、文化財が被災しないように、必要に応じて施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行う。</p>	<p>10 文化財の保護</p> <p>教育局は、文化財が被災しないように、必要に応じて施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、<u>「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に基づき</u>、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行う。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案																						
予-75	<p>第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="230 339 1055 735"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>神 奈 川 県 (県土整備局、保健福 祉局)</td> <td>応急危険度判定支援体制の整備 に関すること。 被災宅地危険度判定支援体制 の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	[略]	[略]	関 係 機 関	神 奈 川 県 (県土整備局、保健福 祉局)	応急危険度判定支援体制の整備 に関すること。 被災宅地危険度判定支援体制 の整備に関すること。	[略]	[略]	<p>第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1189 339 2013 735"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>神 奈 川 県 (県土整備局、健康医 療局)</td> <td>応急危険度判定支援体制の整備 に関すること。 被災宅地危険度判定支援体制 の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	[略]	[略]	関 係 機 関	神 奈 川 県 (県土整備局、 健康医 療局)	応急危険度判定支援体制の整備 に関すること。 被災宅地危険度判定支援体制 の整備に関すること。	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																						
市担 当	[略]	[略]																						
関 係 機 関	神 奈 川 県 (県土整備局、保健福 祉局)	応急危険度判定支援体制の整備 に関すること。 被災宅地危険度判定支援体制 の整備に関すること。																						
	[略]	[略]																						
	担 当 部 署	項 目																						
市担 当	[略]	[略]																						
関 係 機 関	神 奈 川 県 (県土整備局、 健康医 療局)	応急危険度判定支援体制の整備 に関すること。 被災宅地危険度判定支援体制 の整備に関すること。																						
	[略]	[略]																						
予-75	<p>3 被災建築物の応急危険度判定に関する事前対策</p> <p>(1) 応急危険度判定士</p> <p>「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、若しくは他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた者で、市内の者及び神奈川県を通じて派遣を受けた者</p>	<p>3 被災建築物の応急危険度判定に関する事前対策</p> <p>(1) 応急危険度判定士</p> <p>「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき認定を受けた者又は他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた者で、市内の者又は神奈川県を通じて派遣を受けた者</p>																						
予-75	<p>4 被災宅地の危険度判定</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士</p> <p>「神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱」に基づき、若しくは他都道府県において被災宅地危険度判定士の認定を受けた者で、神奈川県を通じて派遣を受けた者</p>	<p>4 被災宅地の危険度判定</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士</p> <p>「神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱」に基づき認定を受けた者又は他都道府県において被災宅地危険度判定士の認定を受けた者で、神奈川県を通じて派遣を受けた者</p>																						

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-79	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>1 1 事業所等の消防計画の作成</p> <p>学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設について施設管理者は、消防法第8条又は第36条の規定により、防火管理者・防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うこととなっている。</p> <p>また、危険物施設については、消防法第14条の2の規定により危険物の保安に関する業務、取扱いの基準及び地震発生時における措置等を予防規程で定めることとなっている。</p> <p>消防局は、これらの施設等の出火の防止、初期消火体制の強化、来訪者・入所者に対する避難誘導體制の確立等を指導するとともに、自衛消防隊の育成を図る。複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等は、統括防火・防災管理者が中心となった防災体制が執れるよう指導する。</p>	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>1 1 事業所等の消防計画の作成</p> <p>学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設について施設管理者は、消防法第8条又は第36条の規定により、防火管理者・防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、<u>消防用設備の点検・整備等</u>を行うこととなっている。</p> <p>また、危険物施設については、消防法第14条の2の規定により危険物の保安に関する業務、取扱いの基準及び地震発生時における措置等を予防規程で定めることとなっている。</p> <p>消防局は、これらの施設等の出火の防止、初期消火体制の強化、来訪者・入所者に対する避難誘導體制の確立等を指導するとともに、自衛消防隊の育成を図る。複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等は、統括防火・防災管理者が中心となった防災体制が執れるよう指導する。</p>

第6章 災害時要援護者支援

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-83	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>4 避難行動要支援者名簿</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、(1)ア～ウに該当する者を把握するために、市保有情報（住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳）を集約する。</p> <p>また、(1)エに該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。</p>	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>4 避難行動要支援者名簿</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、(1)ア～ウに該当する者を把握するために、<u>市保有情報を集約する。</u></p> <p>また、(1)エに該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-86	<p>10 災害時要援護者に対する事前対策</p> <p>(1) 健康福祉局における対策</p> <p>イ 災害時要援護者固有の生活必需物資等を計画的に備蓄する。</p> <p>エ 一人暮らしや寝たきりの高齢者等に対する災害時の緊急通報システムを充実する。</p>	<p>10 災害時要援護者に対する事前対策</p> <p>(1) 健康福祉局における対策</p> <p>イ 災害時要援護者固有の生活必需物資等を計画的に備蓄する。<u>また、医療的ケアを必要とする者に配慮し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に向けた取組を推進する。</u></p> <p>エ 一人暮らしや寝たきりの高齢者<u>及び重度身体障害者</u>等に対する災害時の緊急通報<u>サービス</u>を充実する。</p>

第8章 防災行動力の向上

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
予-91	<p>第1節 防災知識の普及対策</p> <p>9 市民の心得</p> <p>(1) 基本的取組</p> <p>ケ 富士山等の噴火に備えた火山災害の知識習得や降灰対策の準備等</p>	<p>第1節 防災知識の普及対策</p> <p>9 市民の心得</p> <p>(1) 基本的取組</p> <p>ケ 富士山等の噴火に備えた火山災害に<u>関する知識の習得</u></p>
予-92	<p><u>[新設]</u></p> <p>コ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承</p> <p>(5) 火山噴火時の心得</p> <p>イ 降灰中は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスク等を着用する。また、外出先から帰ったときには灰をよく落とし、うがいをする。</p>	<p><u>コ 降灰後の断水や物流停滞に備え、しばらくの間生活を維持するための食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄</u></p> <p><u>サ</u> 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承</p> <p>(5) 火山噴火時の心得</p> <p>イ 降灰中は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、<u>ヘルメット、ゴーグル、マスク等</u>を着用<u>し、身の安全を確保する</u>。また、外出先から帰ったときには灰をよく落とし、うがいをする。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案																
予-94	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>5 自主防災組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>エ 防災訓練の実施</p> <p>日頃から訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練としては次のようなものがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。</p> <p>なお、地区全体の防災力が高まるように、既存の方法や組織の範囲にとらわれず、より実践的でより多くの住民等が参加できる訓練とする。</p>	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>5 自主防災組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>エ 防災訓練の実施</p> <p>日頃から訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練としては次のようなもの などがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。</p> <p>なお、地区全体の防災力が高まるように、既存の方法や組織の範囲にとらわれず、より実践的でより多くの住民等が参加できる訓練とする。</p>																
予-95	<table border="1" data-bbox="232 783 1055 1023"> <thead> <tr> <th>訓 練</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難誘導 訓練</td> <td>避難の要領を習得し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	訓 練	概 要	[略]	[略]	避難誘導 訓練	避難の要領を習得し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練	[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="1191 783 2013 1023"> <thead> <tr> <th>訓 練</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難誘導 訓練</td> <td>避難の要領を習得し、避難所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	訓 練	概 要	[略]	[略]	避難誘導 訓練	避難の要領を習得し、 避難所等 まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練	[略]	[略]
訓 練	概 要																	
[略]	[略]																	
避難誘導 訓練	避難の要領を習得し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練																	
[略]	[略]																	
訓 練	概 要																	
[略]	[略]																	
避難誘導 訓練	避難の要領を習得し、 避難所等 まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練																	
[略]	[略]																	

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案																																
地-12	<p>第3節 地震情報</p> <p>3 相模原市震度情報システム等からの震度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度計設置場所 (地震観測場所)</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td>相模大野</td> <td>相模原市南区相模大野</td> <td>市設置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体	[略]	[略]	[略]	[略]	南消防署	相模大野	相模原市南区相模大野	市設置	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第3節 地震情報</p> <p>3 相模原市震度情報システム等からの震度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度計設置場所 (地震観測場所)</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>〔削除〕</u>				[略]	[略]	[略]	[略]
震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
南消防署	相模大野	相模原市南区相模大野	市設置																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
<u>〔削除〕</u>																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																															
地-15	<p>第4節 通信の運用</p> <p>6 県防災行政通信網の運用</p> <p>県防災行政通信網は、NTT専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立している。県庁統制局が被災し運用不能となった際にも、県総合防災センターに置かれた代行統制局への切替えにより、国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。</p> <p>県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は、次のとおりである。</p>	<p>第4節 通信の運用</p> <p>6 県防災行政通信網の運用</p> <p>県防災行政通信網は、<u>専用線</u>による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立している<u>ほか、庁舎外でも使用可能な閉域LTE網を備えている。サーバ等の主要機器をデータセンターに設置しており、県庁基幹局が万一被災した場合でも、代替災害対策本部となる県総合防災センターから、</u>国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。</p> <p>県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は、次のとおりである。</p>																																
地-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受令用電話・中継局</td> <td>消防指令センター ○危機管理局</td> </tr> <tr> <td>電話機</td> <td>消防指令センター ○危機管理局 危機管理課、緊急対策課</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設 置 場 所	受令用電話・中継局	消防指令センター ○危機管理局	電話機	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課、緊急対策課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>受令端末</u></td> <td><u>消防指令センター</u> <u>○危機管理局</u> <u>危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台）</u> <u>○消防局</u> <u>指令課 通信指令室（1台）</u></td> </tr> <tr> <td><u>スマートフォン</u></td> <td><u>消防指令センター</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設 置 場 所	<u>受令端末</u>	<u>消防指令センター</u> <u>○危機管理局</u> <u>危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台）</u> <u>○消防局</u> <u>指令課 通信指令室（1台）</u>	<u>スマートフォン</u>	<u>消防指令センター</u>																				
区 分	設 置 場 所																																	
受令用電話・中継局	消防指令センター ○危機管理局																																	
電話機	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課、緊急対策課																																	
区 分	設 置 場 所																																	
<u>受令端末</u>	<u>消防指令センター</u> <u>○危機管理局</u> <u>危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台）</u> <u>○消防局</u> <u>指令課 通信指令室（1台）</u>																																	
<u>スマートフォン</u>	<u>消防指令センター</u>																																	

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="262 256 524 469"></td> <td data-bbox="524 256 1055 469"> <ul style="list-style-type: none"> ○消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 ○3階災害対策室、4階講堂 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 469 524 632">一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末</td> <td data-bbox="524 469 1055 632"> 消防指令センター <ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策課 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ○消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 ○3階災害対策室、4階講堂 	一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末	消防指令センター <ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策課 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 256 1482 501"> <u>(閉域LTE・ 市内sXGP)</u> </td> <td data-bbox="1482 256 2013 501"> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局 危機管理課 情報通信室 (閉域1台、市内1台、市内<衛星対応>1台) ○消防局 警防課(閉域1台)、指令課 通信指令室(市内1台) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 501 1482 681"> <u>IP電話</u> </td> <td data-bbox="1482 501 2013 681"> <u>消防指令センター</u> <ul style="list-style-type: none"> ○消防局 指令課 事務室 (<衛星対応>1台)、 警防課(1台)、講堂(1台) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 681 1482 793"> <u>共用網電話</u> </td> <td data-bbox="1482 681 2013 793"> <u>消防指令センター</u> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局 危機管理課 情報通信室(1台) </td> </tr> </table>	<u>(閉域LTE・ 市内sXGP)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局 危機管理課 情報通信室 (閉域1台、市内1台、市内<衛星対応>1台) ○消防局 警防課(閉域1台)、指令課 通信指令室(市内1台) 	<u>IP電話</u>	<u>消防指令センター</u> <ul style="list-style-type: none"> ○消防局 指令課 事務室 (<衛星対応>1台)、 警防課(1台)、講堂(1台) 	<u>共用網電話</u>	<u>消防指令センター</u> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局 危機管理課 情報通信室(1台)
	<ul style="list-style-type: none"> ○消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 ○3階災害対策室、4階講堂 											
一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末	消防指令センター <ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策課 											
<u>(閉域LTE・ 市内sXGP)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局 危機管理課 情報通信室 (閉域1台、市内1台、市内<衛星対応>1台) ○消防局 警防課(閉域1台)、指令課 通信指令室(市内1台) 											
<u>IP電話</u>	<u>消防指令センター</u> <ul style="list-style-type: none"> ○消防局 指令課 事務室 (<衛星対応>1台)、 警防課(1台)、講堂(1台) 											
<u>共用網電話</u>	<u>消防指令センター</u> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局 危機管理課 情報通信室(1台) 											
地-19	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>7 神奈川県等への報告</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。 また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。</p> <p>なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網ファクシミリ等を活用して報告する。</p>	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>7 神奈川県等への報告</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。 また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。</p> <p>なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網等を活用して報告する。</p>										
地-27	<p>第7節 応援要請</p> <p>8 消防の広域応援要請</p> <p>市長は、「神奈川県内広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請</p>	<p>第7節 応援要請</p> <p>8 消防の広域応援要請</p> <p>市長は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援</p>										

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
	<p>を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。</p>	<p>要請を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。</p>

第2章 消火・避難誘導対策

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
地-33	<p>第1節 災害時の消防活動 3 消防局の活動 （1）組織 イ 初動体制 市域に震度4以上の地震が発生した場合は、「地震発生時における消防初動計画（平成19年10月1日）」に基づき、初動体制を確立する。</p>	<p>第1節 災害時の消防活動 3 消防局の活動 （1）組織 イ 初動体制 市域に震度4以上の地震が発生した場合は、「地震発生時における消防初動計画」に基づき、初動体制を確立する。</p>
地-38 地-39 地-40	<p>第2節 避難誘導対策 8 広域避難 （1）広域避難の要請 ア 県内他市町村との協議 （イ）受入決定に係る公示等 b 受入決定の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知 （3）費用負担 要避難者の受入に要した費用は、広域避難を要請した地方公共団体が負担する。</p>	<p>第2節 避難誘導対策 8 広域避難 （1）広域避難の要請 ア 県内他市町村との協議 （イ）受入決定に係る公示等 b 受入決定の通知を受けたときに現に要避難者を受け入れている避難所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知 （3）費用負担 要避難者の受入に要した費用は、避難実施市町村が負担する。</p>

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
地-55	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>6 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(1) 緊急通行車両等の事前確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認については、神奈川県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課経由）に対して緊急通行車両等事前届により事前確認を受け、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付及び「緊急通行車両確認証明書」の事前交付を受ける。</p> <p>(2) 確認標章等の交付</p> <p>(1)の手続により「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに「緊急通行車両等事前届出済証」を提示することで、同証の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。</p> <p>(1)による事前確認を受けていない車両についての確認は、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両等確認申請書」により申請し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「緊急交通路確認標章」の交付を受ける。</p>	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>6 緊急通行車両の確認手続</p> <p><u>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認（総則・予防計画編第2款第5章「第6節 災害時輸送体制の整備」予-71参照）を受けていない車両については、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両確認申出書」により申請し、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。</u></p> <p><u>なお、令和5年8月31日以前に「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」（以下「届出済証等」という。）の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに対して届出済証等の提示及び「緊急通行車両確認申出書」の提出を行うことで、届出済証等の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。</u></p>
地-56		

第7章 避難所の運営

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
地-67	<p>6 避難所の運営に関する視点</p> <p>シ 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</p>	<p>6 避難所の運営に関する視点</p> <p>シ <u>感染症拡大防止</u>のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</p>

第13章 応急住宅対策

頁	現 行 (令和5年5月修正)	修正案																																				
地-87	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td>●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあるせん、住宅の応急修理の受付に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>●</td> <td>災害時要援護者の住宅支援に関する こと。 応急住宅の供給支援に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>[略]</td> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあるせん、住宅の応急修理の受付に関する こと。	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関する こと。 応急住宅の供給支援に関する こと。	関係各局	[略]	—	[略]	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td>●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあるせん、住宅の<u>応急修理に関する</u> こと。</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>●</td> <td>災害時要援護者の住宅支援に関する こと。 応急住宅の供給支援に関する こと。 <u>生活必需品の支給に関する</u> こと。</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>[略]</td> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあるせん、住宅の <u>応急修理に関する</u> こと。	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関する こと。 応急住宅の供給支援に関する こと。 <u>生活必需品の支給に関する</u> こと。	関係各局	[略]	—	[略]
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市 担 当	[略]	[略]	[略]																																			
	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあるせん、住宅の応急修理の受付に関する こと。																																			
	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関する こと。 応急住宅の供給支援に関する こと。																																			
関係各局	[略]	—	[略]																																			
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市 担 当	[略]	[略]	[略]																																			
	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあるせん、住宅の <u>応急修理に関する</u> こと。																																			
	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関する こと。 応急住宅の供給支援に関する こと。 <u>生活必需品の支給に関する</u> こと。																																			
関係各局	[略]	—	[略]																																			
地-88	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>イ 居住する住家がない者</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>(1) 入居対象者</p> <p>イ 居住する住家がない者</p> <p><u>ウ 住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超える</u> <u>と見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用が</u> <u>できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者</u></p>																																				
地-89	<p>(3) 入居に当たっての生活必需品の支給</p> <p>応急仮設住宅の入居に当たっては、当面の生活に最低限必要な生活必需品を支給する。</p>	<p>(3) <u>生活必需品の支給</u></p> <p><u>環境経済局は</u>応急仮設住宅<u>入居時における</u>生活に最低限必要な<u>被服</u></p>																																				

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
		<u>や日用品等の</u> 生活必需物資を支給する。
地-89	<p>6 住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、財政局、都市建設局は、国や県等と連携を図り次のように行う。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>6 住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、財政局、都市建設局は、国や県等と連携を図り、次のように行う。</p> <p><u>（1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>ア 応急修理の対象者</u> 応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p><u>イ 規模・費用・方法</u> 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第1号に基づく実費弁償の限度額以内とする。</p> <p><u>ウ 応急修理期間</u> 災害発生の日から10日以内とする。</p>
地-90	<p>（1）応急修理の対象者 応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。</p> <p>ア 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者</p> <p>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>ウ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>（2）規模・費用 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以</p>	<p><u>（2）日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>ア 応急修理の対象者</u> 応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p><u>イ 規模・費用・方法</u> 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、<u>現物をもって行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第2号</u>に基づく実費弁償の限度額以内とする。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
	<p>内とする。</p> <p>(3) 応急修理期間 災害発生の日から1か月以内とする。</p> <p>(4) 応急修理の方法 協定締結団体、建築材料業者等に要請し、現物をもって行う。</p> <p>(5) 住宅修理の募集、受付及び選定 応急仮設住宅の入居者の募集、受付及び選定の例に準じて行う。</p> <p>(6) 応急修理期間における応急仮設住宅の使用 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対し、応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、上記（5）に準じて手続を行う。</p>	<p><u>ウ</u> 応急修理期間 災害発生の日から <u>3</u> か月以内 <u>（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）</u> とする。</p> <p><u>(3) 住宅の応急修理の受付</u></p> <p><u>ア</u> 受付窓口 <u>受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。</u></p> <p><u>イ</u> 受付方法 <u>原則として申請者本人が窓口で申請することとするが、申請者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理者等による応募も受け付ける。</u></p> <p><u>[削除] ※「4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理」に移行</u></p>

第1章 市災害対策本部活動

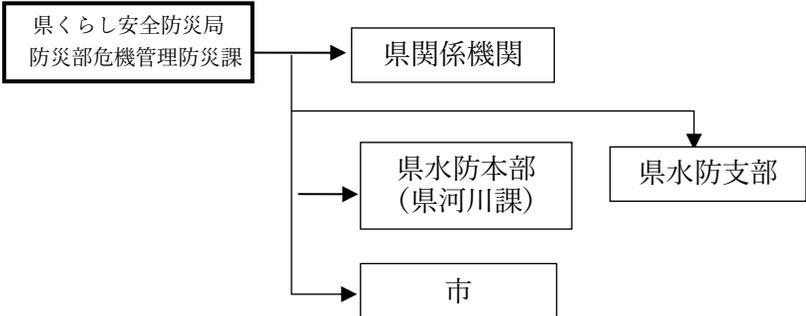
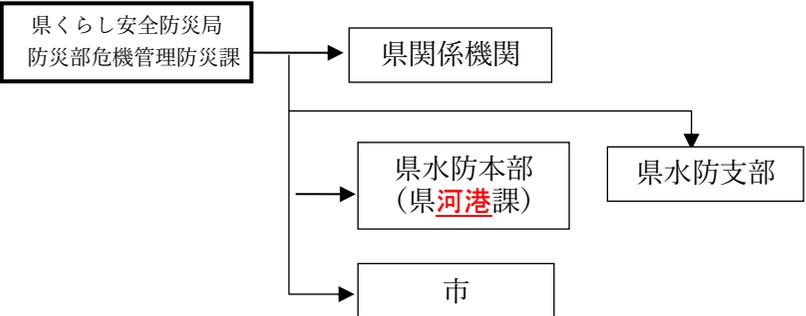
頁	現 行（令和5年5月修正）				修正案				
風-10	第3節 気象警報・注意報 5 注意報、警報等の種類及び発表基準 (1) 注意報、警報の種類及び発表基準				第3節 気象警報・注意報 5 注意報、警報等の種類及び発表基準 (1) 注意報、警報の種類及び発表基準				
	種 類	基準要素	注意報	警報	種 類	基準要素	注意報	警報	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	洪 水	流域雨量 指数基準 (※3)	各流域で以下の基準 以上 鳩川=12.4 串川= 7.2 境川=14.8	各流域で以下の基準 以上 鳩川=15.6 串川= 9 境川=18.6	洪 水	流域雨量 指数基準 (※3)	各流域で以下の基準 以上 鳩川= <u>12.3</u> 串川= 7.2 境川=14.8	各流域で以下の基準 以上 鳩川= <u>15.4</u> 串川= 9 境川=18.6	
		複合基準 (※4)	各流域で以下の基準 以上 鳩川=(8, 6.8) 境川=(6, 14.8) 相模川=(10, 43.5)	各流域で以下の基準 以上 境川=(9, 16.7) 相模川=(13, 61.2)			複合基準 (※4)	各流域で以下の基準 以上 鳩川=(<u>6</u> , <u>12.3</u>) 境川=(6, 14.8) 相模川=(10, 43.5) <u>串川=(6, 7.2)</u>	各流域で以下の基準 以上 境川=(9, 16.7) 相模川=(13, 61.2) <u>串川=(9, 8.2)</u>
		指定河川 洪水予報 による基 準	相模川中流[上依知]	相模川中流[上依知]			指定河川 洪水予報 による基 準	相模川中流[上依知]	相模川中流[上依知]
	[略]	[略]	[略]	/	[略]	[略]	[略]	/	
風-11	霜	最低気温	最低気温4℃以下 (発表期間は原則4 月1日～5月20日)		霜	最低気温	最低気温4℃以下 (発表期間は <u>晩霜</u> <u>期</u>)		
	[略]	[略]			[略]	[略]			
《出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）（令和4年11月24日）》				《出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）（ <u>令和5年6月8日</u> ）》					

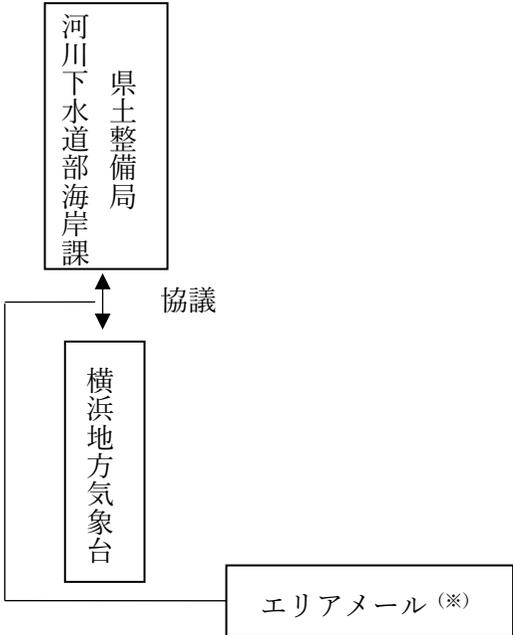
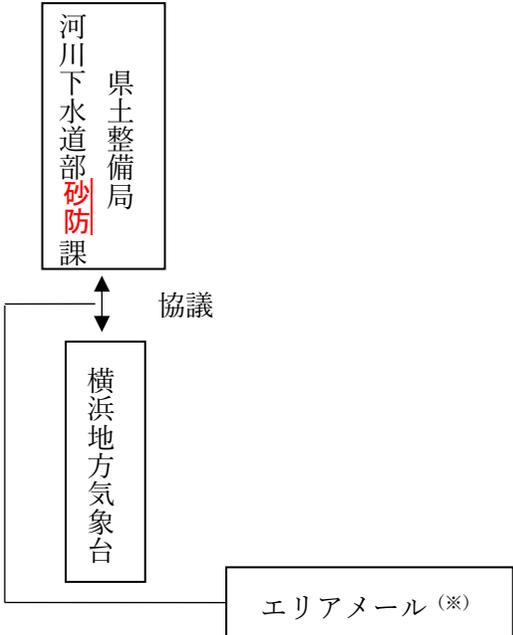
相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

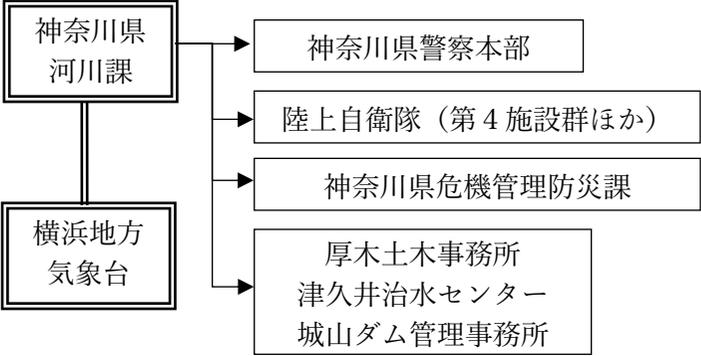
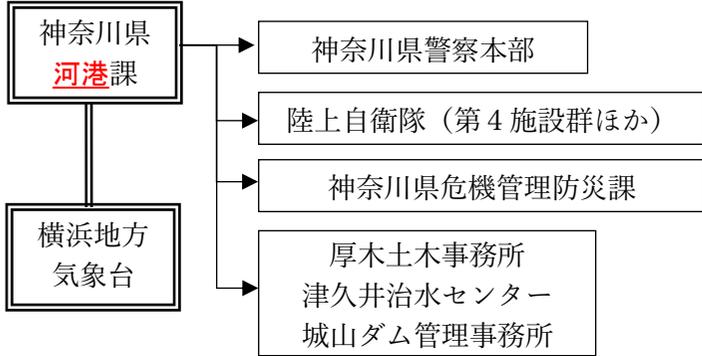
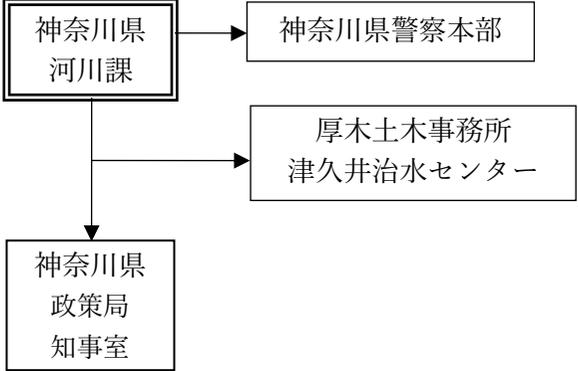
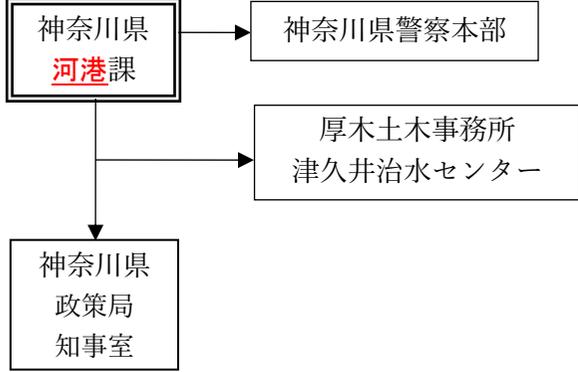
頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案														
	<p data-bbox="219 264 651 296">(2) 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="235 300 1093 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 300 407 347">種 類</th> <th data-bbox="407 300 1093 347">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 347 407 707" rowspan="2">大 雨</td> <td data-bbox="407 347 1093 400">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 400 1093 707"> 〔略〕 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続くと予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 707 407 762">〔略〕</td> <td data-bbox="407 707 1093 762">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="779 770 1120 802">《令和4年6月30日現在》</p>	種 類	発表基準	大 雨	〔略〕	〔略〕 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続くと予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。	〔略〕	〔略〕	<p data-bbox="1178 264 1610 296">(2) 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1193 300 2051 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 300 1366 347">種 類</th> <th data-bbox="1366 300 2051 347">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 347 1366 707" rowspan="2">大 雨</td> <td data-bbox="1366 347 2051 400">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 400 2051 707"> 〔略〕 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）が更に降り続くと予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 707 1366 762">〔略〕</td> <td data-bbox="1366 707 2051 762">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1709 770 2072 802">《令和4年11月24日現在》</p>	種 類	発表基準	大 雨	〔略〕	〔略〕 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）が更に降り続くと予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。	〔略〕	〔略〕
種 類	発表基準															
大 雨	〔略〕															
	〔略〕 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）がさらに降り続くと予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。															
〔略〕	〔略〕															
種 類	発表基準															
大 雨	〔略〕															
	〔略〕 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）が更に降り続くと予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。															
〔略〕	〔略〕															

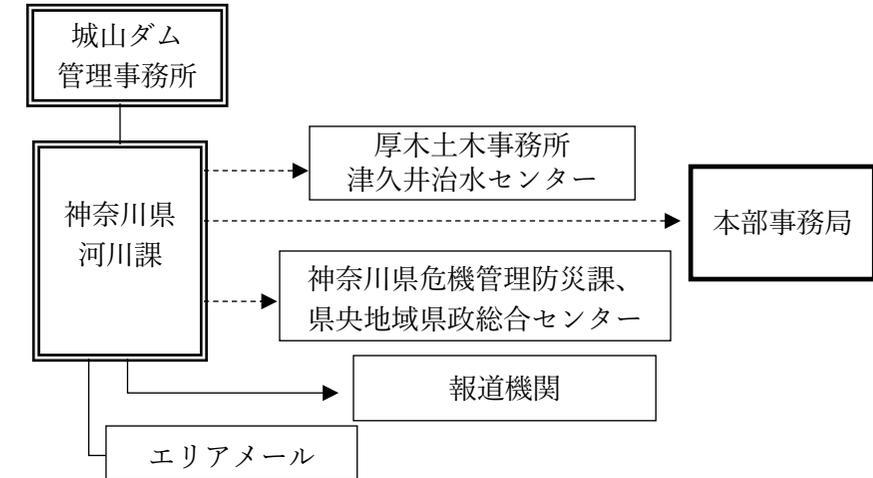
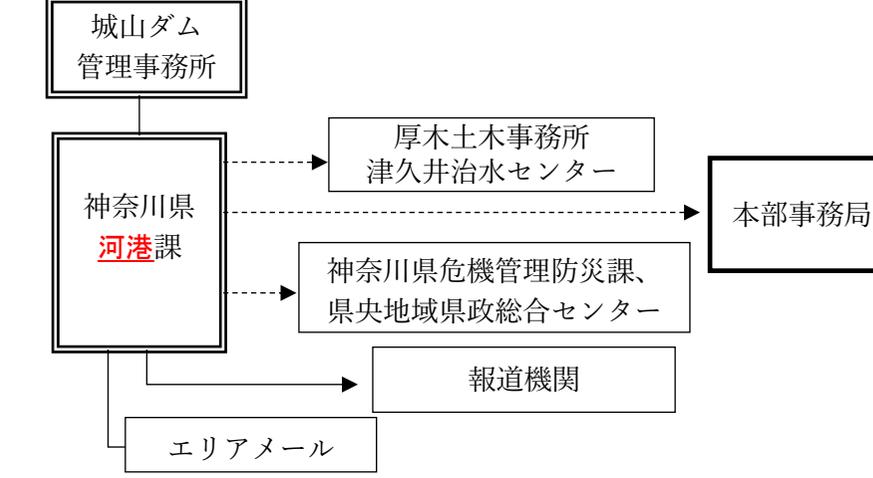
相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-12	<p>5 注意報、警報等の種類及び発表基準等</p> <p>（4）防災気象情報</p> <p>イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</p> <p>全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。</p> <p>また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から地方予報区単位等（例：関東甲信地方）で呼びかけを行う。</p>	<p>5 注意報、警報等の種類及び発表基準等</p> <p>（4）防災気象情報</p> <p>イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</p> <p>全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く<u>可能性があると予測されたときには</u>、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。</p> <p>また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から地方予報区単位等（例：関東甲信地方）で呼びかけを行う。</p>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-15	<p>8 予報・警報等の伝達系統図 <予報・警報等の伝達系統図></p>  <pre> graph LR A[県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課] --> B[県関係機関] A --> C[県水防本部 (県河川課)] A --> D[市] C --> E[県水防支部] </pre>	<p>8 予報・警報等の伝達系統図 <予報・警報等の伝達系統図></p>  <pre> graph LR A[県くらし安全防災局 防災部危機管理防災課] --> B[県関係機関] A --> C[県水防本部 (県河港課)] A --> D[市] C --> E[県水防支部] </pre>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-17	<p>第4節 土砂災害警戒情報 5 土砂災害警戒情報の伝達 ＜土砂災害警戒情報の伝達系統図＞</p> 	<p>第4節 土砂災害警戒情報 5 土砂災害警戒情報の伝達 ＜土砂災害警戒情報の伝達系統図＞</p> 

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-19	<p>第5節 洪水予報等 4 洪水予報等の伝達系統 (1) 相模川中流洪水予報</p> <p><相模川中流洪水予報伝達系統図></p>  <pre> graph TD A[神奈川県河川課] --- B[横浜地方気象台] A --> C[神奈川県警察本部] A --> D[陸上自衛隊 第4施設群ほか] A --> E[神奈川県危機管理防災課] A --> F[厚木土木事務所 津久井治水センター 城山ダム管理事務所] </pre>	<p>第5節 洪水予報等 4 洪水予報等の伝達系統 (1) 相模川中流洪水予報</p> <p><相模川中流洪水予報伝達系統図></p>  <pre> graph TD A[神奈川県河港課] --- B[横浜地方気象台] A --> C[神奈川県警察本部] A --> D[陸上自衛隊 第4施設群ほか] A --> E[神奈川県危機管理防災課] A --> F[厚木土木事務所 津久井治水センター 城山ダム管理事務所] </pre>
風-20	<p>4 洪水予報等の伝達系統 (2) 水位到達情報</p> <p><水位到達情報伝達系統図></p>  <pre> graph TD A[神奈川県河川課] --> B[神奈川県警察本部] A --> C[厚木土木事務所 津久井治水センター] A --> D[神奈川県政策局 知事室] </pre>	<p>4 洪水予報水等の伝達系統 (2) 水位到達情報</p> <p><水位到達情報伝達系統図></p>  <pre> graph TD A[神奈川県河港課] --> B[神奈川県警察本部] A --> C[厚木土木事務所 津久井治水センター] A --> D[神奈川県政策局 知事室] </pre>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案								
風-20	<p>5 城山ダムにおける異常洪水時防災操作（緊急放流）に関する伝達系統 <城山ダム緊急放流に関する情報伝達系統図></p> 	<p>5 城山ダムにおける異常洪水時防災操作（緊急放流）に関する伝達系統 <城山ダム緊急放流に関する情報伝達系統図></p> 								
風-24 風-25	<p>第6節 通信の運用 6 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網は、NTT専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立している。県庁統制局が被災し運用不能となった際にも、県総合防災センターに置かれた代行統制局への切替えにより、国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。 県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="246 1244 1052 1404"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受令用電話・中継局</td> <td>消防指令センター ○危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設 置 場 所	受令用電話・中継局	消防指令センター ○危機管理局	<p>第6節 通信の運用 6 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網は、専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立しているほか、庁舎外でも使用可能な閉域LTE網を備えている。サーバ等の主要機器をデータセンターに設置しており、県庁基幹局が万一被災した場合でも、代替災害対策本部となる県総合防災センターから、国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。 県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1209 1276 2016 1404"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受令端末</td> <td>消防指令センター ○危機管理局</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設 置 場 所	受令端末	消防指令センター ○危機管理局
区 分	設 置 場 所									
受令用電話・中継局	消防指令センター ○危機管理局									
区 分	設 置 場 所									
受令端末	消防指令センター ○危機管理局									

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 256 521 616">電話機</td> <td data-bbox="521 256 1055 616"> 消防指令センター ○危機管理局 危機管理課、緊急対策課 ○消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 ○3階災害対策室、4階講堂 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 616 521 775">一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末</td> <td data-bbox="521 616 1055 775"> 消防指令センター ○緊急対策課 </td> </tr> </table>	電話機	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課、緊急対策課 ○消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 ○3階災害対策室、4階講堂	一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末	消防指令センター ○緊急対策課	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1223 256 1480 408"></td> <td data-bbox="1480 256 2013 408"> <u>危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台）</u> ○消防局 <u>指令課 通信指令室（1台）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 408 1480 679">スマートフォン（閉域LTE・市内sXGP）</td> <td data-bbox="1480 408 2013 679"> <u>消防指令センター</u> ○危機管理局 <u>危機管理課 情報通信室（閉域1台、市内1台、市内<衛星対応>1台）</u> ○消防局 <u>警防課（閉域1台）、指令課 通信指令室（市内1台）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 679 1480 855">IP電話</td> <td data-bbox="1480 679 2013 855"> <u>消防指令センター</u> ○消防局 <u>指令課 事務室（<衛星対応>1台）、警防課（1台）、講堂（1台）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 855 1480 967">共用網電話</td> <td data-bbox="1480 855 2013 967"> <u>消防指令センター</u> ○危機管理局 <u>危機管理課 情報通信室（1台）</u> </td> </tr> </table>		<u>危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台）</u> ○消防局 <u>指令課 通信指令室（1台）</u>	スマートフォン（閉域LTE・市内sXGP）	<u>消防指令センター</u> ○危機管理局 <u>危機管理課 情報通信室（閉域1台、市内1台、市内<衛星対応>1台）</u> ○消防局 <u>警防課（閉域1台）、指令課 通信指令室（市内1台）</u>	IP電話	<u>消防指令センター</u> ○消防局 <u>指令課 事務室（<衛星対応>1台）、警防課（1台）、講堂（1台）</u>	共用網電話	<u>消防指令センター</u> ○危機管理局 <u>危機管理課 情報通信室（1台）</u>
電話機	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課、緊急対策課 ○消防局 予防課、警防課、指令課、情報処理室 ○3階災害対策室、4階講堂													
一斉受令用ファクシミリ・一斉受令用端末	消防指令センター ○緊急対策課													
	<u>危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台）</u> ○消防局 <u>指令課 通信指令室（1台）</u>													
スマートフォン（閉域LTE・市内sXGP）	<u>消防指令センター</u> ○危機管理局 <u>危機管理課 情報通信室（閉域1台、市内1台、市内<衛星対応>1台）</u> ○消防局 <u>警防課（閉域1台）、指令課 通信指令室（市内1台）</u>													
IP電話	<u>消防指令センター</u> ○消防局 <u>指令課 事務室（<衛星対応>1台）、警防課（1台）、講堂（1台）</u>													
共用網電話	<u>消防指令センター</u> ○危機管理局 <u>危機管理課 情報通信室（1台）</u>													
風-28	<p>第7節 災害情報の収集伝達</p> <p>7 神奈川県等への報告</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。</p> <p>なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網ファクシミリ等を活用して報告する。</p>	<p>第7節 災害情報の収集伝達</p> <p>7 神奈川県等への報告</p> <p>(1) 危機管理局</p> <p>次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。</p> <p>なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網等を活用して報告する。</p>												

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-36	<p>第9節 応援要請</p> <p>8 消防の広域応援要請</p> <p>市長は、「神奈川県内広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。</p>	<p>第9節 応援要請</p> <p>8 消防の広域応援要請</p> <p>市長は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。</p>

第2章 水防活動

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案						
風-43	<p>第2節 風水害警戒本部体制における活動</p> <p>4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動</p> <p>(2) 水防警報</p> <p style="text-align: center;">＜水防警報の種類、内容及び発表基準＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">〔略〕</td> <td style="width: 33%;">〔略〕</td> <td style="width: 33%;">〔略〕</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">《出典：神奈川県水防計画（令和3年5月）》</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>第2節 風水害警戒本部体制における活動</p> <p>4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動</p> <p>(2) 水防警報</p> <p style="text-align: center;">＜水防警報の種類、内容及び発表基準＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">〔略〕</td> <td style="width: 33%;">〔略〕</td> <td style="width: 33%;">〔略〕</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">《出典：神奈川県水防計画（令和5年4月）》</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕						
〔略〕	〔略〕	〔略〕						

第3章 消火・避難誘導対策

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-53	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>8 広域避難</p> <p>(1) 広域避難の要請</p> <p>ア 県内他市町村との協議</p> <p>(イ) 受入決定に係る公示等</p> <p>b 受入決定の通知を受けた時に、現に要避難者を受け入れている風水害時避難場所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知</p>	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>8 広域避難</p> <p>(1) 広域避難の要請</p> <p>ア 県内他市町村との協議</p> <p>(イ) 受入決定に係る公示等</p> <p>b 受入決定の通知を受けたときに、現に要避難者を受け入れている風水害時避難場所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現行(令和5年5月修正)	修正案
風-54	(3) 費用負担 要避難者の受入れに要した費用は、広域避難を要請した地方公共団体が負担する。	(3) 費用負担 要避難者の受入れに要した費用は、 避難実施市町村 が負担する。

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現行(令和5年5月修正)	修正案
風-70	第2節 輸送車両等の確保対策 6 緊急通行車両の確認手続 (1) 緊急通行車両等の事前確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認については、神奈川県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課経由）に対して緊急通行車両等事前届により事前確認を受け、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付及び「緊急通行車両確認証明書」の事前交付を受ける。 (2) 確認標章等の交付 (1)の手続により「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに「緊急通行車両等事前届出済証」を提示することで、同証の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。 (1)による事前確認を受けていない車両についての確認は、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両等確認申請書」により申請し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「緊急交通路確認標章」の交付を受ける。	第2節 輸送車両等の確保対策 6 緊急通行車両の確認手続 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認（総則・予防計画編第2款第5章「第6節 災害時輸送体制の整備」予-71参照）を受けていない車両については、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両確認申出書」により申請し、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。 なお、令和5年8月31日以前に「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」（以下「届出済証等」という。）の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに対して届出済証等の提示及び「緊急通行車両確認申出書」の提出を行うことで、届出済証等の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。
風-71		

第7章 避難所等の運営

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-79	6 避難所等の運営に関する視点 （1）風水害時避難場所の運営に関する視点 キ 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。	6 避難所等の運営に関する視点 （1）風水害時避難場所の運営に関する視点 キ 感染症拡大防止 のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。
風-80	（2）避難所の運営に関する視点 シ 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。	（2）避難所の運営に関する視点 シ 感染症拡大防止 のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。

第12章 応急住宅対策

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案																																				
風-99	2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市 担 当</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理の受付に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係各局</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係各局</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理の受付に関すること。	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。	関係各局	〔略〕	—	〔略〕	2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市 担 当</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係各局</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。 生活必需品の支給に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係各局</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の 応急修理に関すること。	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。 生活必需品の支給に関すること。	関係各局	〔略〕	—	〔略〕
	担 当 部 署	時 期	項 目																																			
市 担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理の受付に関すること。																																			
	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。																																			
関係各局	〔略〕	—	〔略〕																																			
	担 当 部 署	時 期	項 目																																			
市 担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の 応急修理に関すること。																																			
	関係各局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。 生活必需品の支給に関すること。																																			
関係各局	〔略〕	—	〔略〕																																			

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-100	4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 （1）入居対象者 イ 居住する住家がない者 [新設]	4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 （1）入居対象者 イ 居住する住家がない者 <u>ウ 住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者</u>
風-101	（3）入居に当たっての生活必需品の支給 応急仮設住宅の入居に当たっては、当面の生活に最低限必要な生活必需物資を支給する。	（3） <u>生活必需品の支給</u> <u>環境経済局は応急仮設住宅入居時における生活に最低限必要な被服や日用品等の生活必需物資を支給する。</u>
風-101	6 住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、財政局、都市建設局は、国や県等と連携を図り次のように行う。 [新設]	6 住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、財政局、都市建設局は、国や県等と連携を図り、次のように行う。 <u>（1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>ア 応急修理の対象者</u> <u>応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>イ 規模・費用・方法</u> <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第1号に基づく実費弁償の限度額以内とする。</u> <u>ウ 応急修理期間</u> <u>災害発生の日から10日以内とする。</u>
風-102	（1）応急修理の対象者 応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯で次に該当する者とする。 ア 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者	<u>（2）日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>ア 応急修理の対象者</u> <u>応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模</u>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
	<p>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>ウ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>(2) 規模・費用 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。</p> <p>(3) 応急修理期間 災害発生の日から1か月以内とする。</p> <p>(4) 応急修理の方法 協定締結団体、建築材料業者等に要請し、現物をもって行う。</p> <p>(5) 住宅修理の募集、受付及び選定 応急仮設住宅の入居者の募集、受付及び選定の例に準じて行う。</p> <p>(6) 応急修理期間における応急仮設住宅の使用 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対し、応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、上記（5）に準じて手続を行う。</p>	<p><u>な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>イ 規模・費用・方法</u> 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分<u>に対し現物をもって行うものとし、</u>費用は、原則として<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第2号</u>に基づく限度額以内とする。</p> <p><u>ウ 応急修理期間</u> 災害発生の日から<u>3</u>か月以内（<u>災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内</u>）とする。</p> <p><u>(3) 住宅の応急修理の受付</u></p> <p><u>ア 受付窓口</u> <u>受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。</u></p> <p><u>イ 受付方法</u> <u>原則として申請者本人が窓口で申請することとするが、申請者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理者等による応募も受け付ける。</u></p> <p><u>[削除] ※「4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理」に移行</u></p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第2款 火山災害応急対策） 新旧対照表

第1章 総則

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-138	<p>2 基本方針</p> <p>活動火山対策特別措置法では、「火山災害警戒地域」に指定されている市町村は、市町村地域防災計画に必要な事項を定める必要があるとされている。このため、同法の規定を踏まえ、本市への影響が想定されている溶岩流及び降灰対策を中心に、火山災害に係る応急対策を定める。</p> <p>また、火山災害に係る応急対策のうち、特に避難対策については、富士山火山防災対策協議会に参画している関係自治体と連携して対応する必要があることから、同協議会が作成する避難計画に基づき実施するものとする。</p> <p>なお、本款に定めるもののほか、次の事項については、「第1款 風水害応急対策」を準用する。</p>	<p>2 基本方針</p> <p>活動火山対策特別措置法では、「火山災害警戒地域」に指定されている市町村は、市町村地域防災計画に必要な事項を定める必要があるとされている。このため、同法の規定を踏まえ、本市への影響が想定されている溶岩流及び降灰対策を中心に、火山災害に係る応急対策を定める。</p> <p>また、火山災害に係る応急対策のうち、特に避難対策については、富士山火山防災対策協議会に参画している関係自治体と連携して対応する必要があることから、同協議会が策定した「富士山火山避難基本計画」（旧「富士山火山広域避難計画」）に基づき実施するものとする。</p> <p>なお、本款に定めるもののほか、次の事項については、「第1款 風水害応急対策」を準用する。</p>

第2章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-144	<p>第2節 噴火警報等</p> <p>1 基本方針</p> <p>気象庁は、富士山における噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p>	<p>第2節 噴火警報等</p> <p>1 基本方針</p> <p>気象庁は、富士山における噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p>
風-144	<p>3 噴火警報等</p> <p>（3）火山状況に関する解説情報</p> <p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合又は判断に迷う場合に臨時の解説情報が迅速に発表される。また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に</p>	<p>3 噴火警報等</p> <p>（3）火山の状況に関する解説情報</p> <p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が迅速に発表される。また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第2款 火山災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案											
	<p>関する解説情報」が適時発表される。</p>	<p>場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。</p>											
<p>風-148</p>	<p>第3節 災害情報の収集伝達 3 降灰状況の報告 (2) 関係機関への報告 本部事務局は、区本部からの情報を集約し、県や横浜地方気象台等の関係機関へ報告する。</p>	<p>第3節 災害情報の収集伝達 3 降灰状況の報告 (2) 関係機関への報告 本部事務局は、区本部からの情報を集約し、県等の関係機関へ報告する。 <u>また、本部事務局及び消防局は、横浜地方気象台から依頼があった場合、次の地点における降灰の状況等を報告するとともに、消防局は本部事務局に情報提供を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 708 2018 1107"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 708 1541 759">観測地点</th> <th data-bbox="1541 708 2018 759">報告内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 759 1541 810"><u>消防指令センター</u></td> <td data-bbox="1541 759 2018 1107" rowspan="6"> <p><u>降灰の有無、堆積状況、降灰のあった時刻、降灰の強さ、降灰粒子の特徴(大きさ、種類など)、噴火による被害の有無、降灰の状況を撮影した写真</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 810 1541 861"><u>淵野辺分署</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 861 1541 912"><u>新磯分署</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 912 1541 963"><u>城山分署</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 963 1541 1015"><u>津久井消防署</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1015 1541 1066"><u>藤野分署</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1066 1541 1117"><u>鳥屋出張所</u></td> <td data-bbox="1541 1066 2018 1117"></td> </tr> </tbody> </table>	観測地点	報告内容	<u>消防指令センター</u>	<p><u>降灰の有無、堆積状況、降灰のあった時刻、降灰の強さ、降灰粒子の特徴(大きさ、種類など)、噴火による被害の有無、降灰の状況を撮影した写真</u></p>	<u>淵野辺分署</u>	<u>新磯分署</u>	<u>城山分署</u>	<u>津久井消防署</u>	<u>藤野分署</u>	<u>鳥屋出張所</u>	
観測地点	報告内容												
<u>消防指令センター</u>	<p><u>降灰の有無、堆積状況、降灰のあった時刻、降灰の強さ、降灰粒子の特徴(大きさ、種類など)、噴火による被害の有無、降灰の状況を撮影した写真</u></p>												
<u>淵野辺分署</u>													
<u>新磯分署</u>													
<u>城山分署</u>													
<u>津久井消防署</u>													
<u>藤野分署</u>													
<u>鳥屋出張所</u>													

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第2款 火山災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-148	<p>4 噴火警報等の伝達系統図 <噴火警報等の伝達系統図></p>	<p>4 噴火警報等の伝達系統図 <噴火警報等の伝達系統図></p>
風-151	<p>第4節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (3) 降灰時の広報内容 ア 降灰中の外出の自粛及びやむを得ず外出する場合におけるマスクの着用等の留意事項</p>	<p>第4節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (3) 降灰時の広報内容 ア 降灰中の外出の自粛及びやむを得ず外出する場合における <u>ヘルメット、ゴーグル、マスク等</u>の着用<u>など</u>の留意事項</p>

第3章 避難誘導対策

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案														
風-154	[新設]	<p><u>3 溶岩流等避難対象エリアの設定</u></p> <p><u>富士山火山防災対策協議会が定める「富士山火山避難基本計画」において、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲とし、噴火現象の特性に応じて第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分するとともに、それぞれの噴火現象別に避難が必要な時期、範囲など、避難の考え方を示している。</u></p> <p><u>本市は、溶岩流が7日間から最大57日間で到達する範囲である「第6次避難対象エリア」に区分されている。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><溶岩流等避難対象エリアの設定></u></p> <table border="1" data-bbox="1189 699 2018 1342"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 699 1503 799">影響想定範囲</th> <th data-bbox="1503 699 2018 799">対象とする範囲（可能性マップ^{※1}の示す範囲）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 799 1503 850"><u>第1次避難対象エリア</u></td> <td data-bbox="1503 799 2018 850"><u>想定火口範囲</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 850 1503 951"><u>第2次避難対象エリア</u></td> <td data-bbox="1503 850 2018 951"><u>火砕流・火砕サージ^{※2}、大きな噴石が到達する可能性のある範囲</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 951 1503 1051"><u>第3次避難対象エリア</u></td> <td data-bbox="1503 951 2018 1051"><u>溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1051 1503 1152"><u>第4次避難対象エリア</u></td> <td data-bbox="1503 1051 2018 1152"><u>溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1152 1503 1252"><u>第5次避難対象エリア</u></td> <td data-bbox="1503 1152 2018 1252"><u>溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1252 1503 1342"><u>第6次避難対象エリア</u></td> <td data-bbox="1503 1252 2018 1342"><u>溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（※1）富士山ハザードマップに掲載されている、噴火現象ごとの影響想定範囲を地図上に示したもの（溶岩流可能性マップ：総則・予防計画</u></p>	影響想定範囲	対象とする範囲（可能性マップ ^{※1} の示す範囲）	<u>第1次避難対象エリア</u>	<u>想定火口範囲</u>	<u>第2次避難対象エリア</u>	<u>火砕流・火砕サージ^{※2}、大きな噴石が到達する可能性のある範囲</u>	<u>第3次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲</u>	<u>第4次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲</u>	<u>第5次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲</u>	<u>第6次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲</u>
影響想定範囲	対象とする範囲（可能性マップ ^{※1} の示す範囲）															
<u>第1次避難対象エリア</u>	<u>想定火口範囲</u>															
<u>第2次避難対象エリア</u>	<u>火砕流・火砕サージ^{※2}、大きな噴石が到達する可能性のある範囲</u>															
<u>第3次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲</u>															
<u>第4次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲</u>															
<u>第5次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲</u>															
<u>第6次避難対象エリア</u>	<u>溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲</u>															

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第2款 火山災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
		<p><u>編第1款第4章第4節「3 富士山の火山現象による被害想定」予—29参照</u> <u>（※2）火山灰まじりの爆風であり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。</u></p>
風-155	3 来訪者、入所者等の避難	<u>4</u> 来訪者、入所者等の避難
風-155	4 高齢者等避難及び避難指示	<u>5</u> 高齢者等避難及び避難指示
風-156	5 避難情報の対象者	<u>6</u> 避難情報の対象者
風-156	6 避難情報の伝達等	<u>7</u> 避難情報の伝達等
風-157	7 避難誘導	<u>8</u> 避難誘導
風-158	<p>8 広域避難</p> <p>富士山の噴火により発生する火山災害は、富士山周辺の自治体に対し広範囲に影響を与えることから、広域避難の実施が想定される。</p> <p>広域避難、広域一時滞在の実施及び受入れについては、富士山火山防災対策協議会が作成する避難計画に基づき実施するとともに、状況に応じて「第1款 風水害応急対策 第3章 第2節 8 広域避難」及び「同9 広域一時滞在」を準用する。</p>	<p><u>9 広域避難</u></p> <p><u>本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先を確保することが困難であり、かつ、要避難者の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を広域避難させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。</u></p> <p><u>溶岩流による避難に当たっては、噴火口の位置や噴火の規模により影響想定範囲が変わるため、気象庁等からの噴火や降灰に関する情報を踏まえ広域避難の必要性を判断する。</u></p> <p><u>なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があっ</u></p>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-159		<p><u>た場合においても、同様に協議を行う。</u></p> <p><u>（1）広域避難の要請</u></p> <p><u>ア 県内他市町村との協議</u></p> <p><u>（ア）受入要請</u></p> <p><u>本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、地域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。</u></p> <p><u>（イ）受入決定に係る公示等</u></p> <p><u>本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。</u></p> <p><u>a 受入決定の通知の内容に関する公示</u></p> <p><u>b 受入決定の通知を受けたときに、現に要避難者を受け入れている避難先の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知</u></p> <p><u>c 県への報告</u></p> <p><u>（ウ）受入れの解除</u></p> <p><u>本部事務局は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに次の措置を行う。</u></p> <p><u>a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知</u></p> <p><u>b 受入決定の際に通知を行った者への通知</u></p> <p><u>c 広域避難の必要がなくなった旨の公示</u></p> <p><u>d 県への報告</u></p> <p><u>イ 県外市町村との協議</u></p> <p><u>（ア）受入要請</u></p> <p><u>本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認め</u></p>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
		<p><u>る場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。</u></p> <p><u>なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。</u></p> <p><u>（イ）受入決定に係る公示等</u></p> <p><u>本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には上記ア（イ）のa及びbの措置を、県外市町村から通知を受けた場合には同aからcまでの措置を行う。</u></p> <p><u>（ウ）受入れの解除</u></p> <p><u>本部事務局は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には上記ア（ウ）のbからdまでの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には同aからdまでの措置を行う。</u></p> <p><u>ウ 避難の手段</u></p> <p><u>車両による避難に当たっては、事故による通行止めや火山灰の影響による視界不良、立ち往生車両の発生などを考慮する。</u></p> <p><u>また、避難が集中することによる渋滞を抑制するため、可能な限り近隣の避難先の確保等に努めるとともに、県や警察署、道路管理者と連携した情報発信に努める。</u></p> <p><u>（2）広域避難の受入れ</u></p> <p><u>ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合</u></p> <p><u>本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協</u></p>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-160		<p><u>議の求めを受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。</u></p> <p><u>（ア）本市も災害の発生が予想されること。</u></p> <p><u>（イ）要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。</u></p> <p><u>（ウ）地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。</u></p> <p><u>（エ）その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。</u></p> <p><u>イ 受入施設の確保及び通知</u></p> <p><u>他市町村の要避難者を受け入れる施設は、風水害時避難場所、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議の求めを受けた場合については、（ウ）への通知に代わり、その旨を県に報告する。</u></p> <p><u>（ア）受入施設の管理者</u></p> <p><u>（イ）関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者</u></p> <p><u>（ウ）本市に要避難者の受入れを要請した他市町村</u></p> <p><u>ウ 受入施設の運営等</u></p> <p><u>他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供など、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。</u></p> <p><u>エ 受入れの解除</u></p> <p><u>本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ（ア）及び（イ）に通知する。</u></p> <p><u>（3）費用負担</u></p>

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案												
風-160	<p><u>[新設]</u></p>	<p><u>要避難者の受入れに要した費用は、避難実施市町村が負担する。</u></p> <p><u>1.0 広域一時滞在</u></p> <p><u>本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に広域一時滞在させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞りに係る協議を行う。</u></p> <p><u>溶岩流による避難に当たっては、噴火口の位置や噴火の規模により影響想定範囲が変わるため、気象庁等の情報を踏まえ広域一時滞りの必要性を判断する。</u></p> <p><u>なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。</u></p> <p><u>広域一時滞りに係る要請や受入れに係る手順等については、「9 広域避難」(1) から (3) の内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。</u></p> <p><u><広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語></u></p> <table border="1" data-bbox="1182 890 2018 1166"> <thead> <tr> <th>読替え前の用語</th> <th>読替え後の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難</td> <td>広域一時滞在</td> </tr> <tr> <td>予想される災害の規模</td> <td>被災状況</td> </tr> <tr> <td>要避難者</td> <td>被災住民</td> </tr> <tr> <td>避難支援</td> <td>支援</td> </tr> <tr> <td>災害の発生が予想される</td> <td>被災している</td> </tr> </tbody> </table>	読替え前の用語	読替え後の用語	広域避難	広域一時滞在	予想される災害の規模	被災状況	要避難者	被災住民	避難支援	支援	災害の発生が予想される	被災している
読替え前の用語	読替え後の用語													
広域避難	広域一時滞在													
予想される災害の規模	被災状況													
要避難者	被災住民													
避難支援	支援													
災害の発生が予想される	被災している													
風-160	9 警戒区域の設定	<u>1.1 警戒区域の設定</u>												

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-161	<p>10 市民の避難行動</p> <p>市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示が発令される前であっても、火山の活動状況等を踏まえ、火山現象に応じて、自らの判断で自発的に避難行動をとるものとし、市は災害発生の危険度に応じた避難指示の発令など、避難行動を支援する情報の提供や避難誘導を行う。</p> <p>(1) 溶岩流の流下により避難指示等が発令された場合の避難行動</p> <p>溶岩流の影響想定範囲外にある安全な親戚・知人宅・集会所や避難所、ホテル・旅館等への「立退き避難」を行う。</p> <p>(2) 降灰により避難指示等が発令された場合の避難行動</p> <p>降灰堆積厚30cmが想定される範囲では、木造家屋の倒壊の危険性があることから、近隣の堅固な建物への退避を行う。</p>	<p>1.2 市民の避難行動</p> <p>市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示が発令される前であっても、火山の活動状況等を踏まえ、火山現象に応じて、自らの判断で自発的に避難行動をとるものとし、市は災害発生の危険度に応じた避難指示の発令など、避難行動を支援する情報の提供<u>を行うとともに、逃げ遅れの防止や住民の負担軽減を考慮した</u>避難誘導を行う。</p> <p>(1) 溶岩流の流下により避難指示等が発令された場合の避難行動</p> <p>溶岩流の影響想定範囲外にある安全な親戚・知人宅・集会所や避難所、ホテル・旅館等への「立退き避難」を行う。</p> <p><u>避難方法は原則徒歩又は車両とし、避難行動要支援者は車両により避難を行う。</u></p> <p>(2) 降灰により避難指示等が発令された場合の避難行動</p> <p><u>溶岩流の流下、降灰後土石流の危険がある場合は、影響範囲外へ避難を行う。</u></p> <p><u>また、降灰堆積厚30cmが想定される範囲の木造家屋等で、火山灰の堆積により建物の歪みやきしみなどがある場合は、近隣の堅固な建物への退避を行うとともに、降灰堆積厚が30cm未満と想定される範囲であっても、自宅や最寄りの建物へ屋内退避を行う。</u></p> <p><u>なお、立退き避難を行う際は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用の上、身を守りながら徒歩で避難を行う。</u></p>

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-172	<p>5 動員の発令</p> <p>市長又は危機管理監は、特殊災害に対して別表に定める特殊災害における配備の基準により動員を発令する。ただし、特殊災害の種類、規模、発生 の時期、その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。</p>	<p>5 動員の発令</p> <p>市長又は危機管理監は、特殊災害に対して 相模原市災害対策本部要綱 に定める特殊災害における配備の基準により動員を発令する。ただし、特殊災害の種類、規模、発生 の時期、その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。</p>

第7章 林野火災対策

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案																														
風-200	<p>第7章 林野火災対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>林野火災により広範囲に渡る林野の焼失等が発生した場合は、市、消防、警察署等の関係機関は相互に連携し、消火活動、避難、広報等の対策を実施する。</p>	<p>第7章 大規模な火事対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模な火事又は火事により発生した煙等の影響で多数の避難者が発生した場合や、林野火災により広範囲にわたる林野の焼失等が発生した場合は、市、消防、警察署等の関係機関は相互に連携し、消火活動、避難、広報等の対策を実施する。</p>																														
風-200	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>★</td> <td>関連する応急対策活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	関係各局	★	関連する応急対策活動に関すること。	関係機関	[略]	—	[略]	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>★</td> <td>関連する応急対策活動に関すること。 避難・誘導等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	関係各局	★	関連する応急対策活動に関すること。 避難・誘導等に関すること。	関係機関	[略]	—	[略]
	担 当 部 署	時期	項 目																													
市 担 当	[略]	[略]	[略]																													
	関係各局	★	関連する応急対策活動に関すること。																													
関係機関	[略]	—	[略]																													
	担 当 部 署	時期	項 目																													
市 担 当	[略]	[略]	[略]																													
	関係各局	★	関連する応急対策活動に関すること。 避難・誘導等に関すること。																													
関係機関	[略]	—	[略]																													

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
風-200	<p>3 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害情報の収集・連絡</p> <p>本部事務局及び消防局は、火災や人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。</p>	<p>3 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害情報の収集・連絡</p> <p>本部事務局及び消防局は、火事や人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。</p>
風-200	<p>4 市の対策活動</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>大規模な林野火災が発生した場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>ウ 林業関係者等との連携による消火活動、防火線・消防警戒区域の設定</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>ク 緊急輸送</p> <p>ケ 火災による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置の協力</p> <p>風-201 コ その他必要な措置</p>	<p>4 市の対策活動</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>火事により多数の避難者が発生した場合や、大規模な林野火災が発生した場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害情報連絡体制（レベル0）、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>ウ 関係機関等との連携による消火活動、消防警戒区域・防火線の設定</p> <p>ク 一時的な避難先の開設及び市職員の動員</p> <p>ケ 緊急輸送</p> <p>コ 火事による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置の協力</p> <p>サ その他必要な措置</p>
風-201	<p>5 県の対策活動</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>カ 火災による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置</p>	<p>5 県の対策活動</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>カ 火事による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置</p>

相模原市地域防災計画（災害応急対策時系列シナリオ） 新旧対照表

頁	現 行（令和5年5月修正）	修正案
シ-1～ 21	1-1 市災害対策本部の組織体制 ～19 災害救助法	<p><u>〔削除〕</u> <u>※災害応急対策時系列シナリオについては、編を構成するものではなく、庁内・関係機関における災害応急対策を図表に整理したものであることから、新たに資料編「25 その他」に掲載することとする。</u></p>